

## 受精卵供給体制強化 ~ 農家型採卵体制の変更 ~

本県における牛受精卵移植はこの技術の実用化および普及定着化に向けて、昭和59年度から事業化し、移植技術者の養成およびフィールドでの組織体制の整備を行ってきました。受精卵は、県からの受精卵の払い下げ(県有卵)、農家繋養牛の採卵(農家型採卵)により供給してきました。

酪農家が経営安定を図るための一手法として、近年和牛卵の乳牛への移植希望が多数あることや、隣県での和牛全共の開催で和牛改良意欲が高まったことなどから、移植頭数が増加しています。その反面、移植希望頭数に比べ、受精卵の供給が不足する状況となりました。

そこで、この需要と供給のバランスを整え、本県の畜産振興を進めるため、農家型採卵のシステムを見直すこととし、平成20年度からは、受託採卵方式に変更することにしました。

### 受託方式とは？

これまで、農家型採卵は手数料条例(島根県畜産技術センター分析等)に基づき、協議会からの採卵申請により採卵を行ってきましたが、平成20年度から、島根県と協議会が委託契約を結び採卵を行う受託方式になります。受託方式により、希望が拡大する農家型採卵に対応するための体制整備や、過剰排卵処理と採卵に係る経費に受託金を充当することが可能となります。受託方式による農家型採卵のスケジュールは、図1のとおりで、契約は年度当初を計画しております。

受託方式に伴う変更は、スケジュール以外に1頭あたりの過剰排卵処理および採卵料金の変更です。従来は合わせて25,480円でしたが、48,500円になります。県有卵に関しては、従来どおりの価格です(表1)。

表1 受託方式に伴う料金等の変更

項目	従来	今後
過剰排卵処理	10,190円	48,500円
採卵	15,290円	
県有卵	17,900円	17,900円
県有卵(判別卵)	36,800円	36,800円

表2 平成19年度農家型採卵成績

項目	総数(1頭当たりの個数)
採卵頭数	71
採取卵数	1,433(20.2)
正常卵数	951(13.4)
供給卵数	909(12.8)

平成20年3月11現在の成績

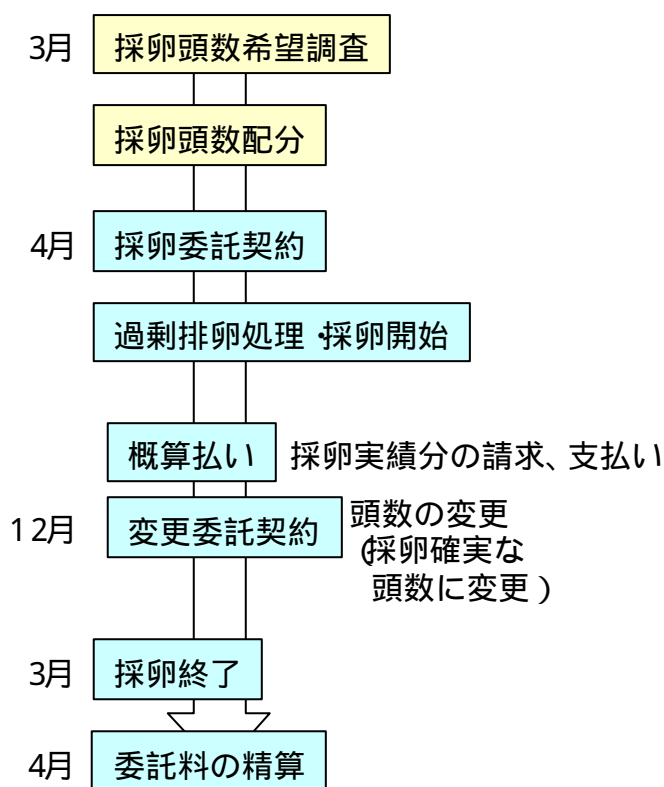


図1 受託方式による農家型採卵のスケジュール

さらに、採卵頭数においても、年間164頭に拡大することができ、この範囲であれば、随時行うことも可能(但し契約変更が必要)で、現状での採卵希望に応えていきたいと考えています。

最後に参考として、平成19年度の農家型採卵の採卵成績を表2に示します。